附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（行政職俸給表㈠の八級以上の職員に相当する職員）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十一条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

三　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

四　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

五　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの

六　自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄若しくは㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員

防衛大臣　稲田　朋美

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房令

○内閣官房令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項に次の一号を加える。

七　特定複合観光施設区域の整備の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理するもの

附　則

この内閣官房令は、平成二十九年三月二十四日から施行する。

府　令

○内閣府令第六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第五号、別紙様式第六号及び別紙様式第七号に次のように加える。

（注意事項）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように加える。

（注意事項）

法第29条の２第１項若しくは第33条の３第１項の登録申請書又は法第31条第１項若しくは第33条の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように加える。

（注意事項）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十五号の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように改める。

（注意事項）

１　事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

２　法第33条の３第１項の登録申請書又は法第33条の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」の欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号の三の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように加える。

（注意事項）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号の三の二の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように加える。

（注意事項）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。